



県章

山形県公報

平成29年3月24日（金）
第2830号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

○山形県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則……………（林業振興課）…317

告 示

- 漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅……………（水産振興課）…318
- 林業種苗法に基づく生産事業者の登録……………（林業振興課）…同
- 道路の区域の変更……………（村山総合支庁西村山建設総務課）…同
- 同……………（置賜総合支庁建設総務課）…319
- 同……………（同）…同
- 一般国道の供用の開始……………（同）…同
- 県道の供用の開始……………（同）…320
- 道路の区域の変更……………（庄内総合支庁建設総務課）…同
- 県道の供用の開始……………（同）…同
- 公共測量の終了の通知……………（県土利用政策課）…同
- 都市計画事業の認可……………（下水道課）…321

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………（村山総合支庁総務課）…同
- 同……………（同）…同
- 大規模小売店舗の変更の届出……………（商業・県産品振興課）…322
- 大規模小売店舗の新設の届出……………（同）…323
- 県営住宅入居者の一般公募……………（庄内総合支庁建築課）…324
- 監査結果の公表……………（監査委員）…328

規 則

山形県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第19号

山形県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

山形県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成15年9月県規則第63号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成8年政令第153号」を「平成8年政令第153号）、木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

告 示

山形県告示第210号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区については指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が平成29年3月21日限り消滅した。

平成29年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

加入区の名称	区 域
飛 島 加 入 区	酒田市飛島の区域

山形県告示第211号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定により、種苗生産事業者を次のとおり登録した。

平成29年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

登録 番号	生産事業者		生産事業の内容				事 業 所		登 録 年月日
			種 穂		苗 木				
	住 所	名称及び 代表者の氏名	採 取	精 選	幼苗 の 育成	幼苗以外 の 苗木育成	名 称	所在地	
274	新庄市若 葉町5番 5号	マルカ林業株式 会社 代表取締役 柿崎 和朗			○	○	マルカ林業株式 会社	新庄市若 葉町5番 5号	平成29年 3月7日

山形県告示第212号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成29年3月24日から同年4月7日まで縦覧に供する。

平成29年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 天童大江線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
寒河江市本町三丁目269番地から 同 六供町一丁目335番地1まで	旧	12.1メートル } 9.4	363メートル
同 上	新	33.9メートル } 19.8	同 上

山形県告示第213号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成29年3月24日から同年4月7日まで縦覧に供する。

平成29年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 113号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
	東置賜郡高島町大字深沼字舟入1626番3から 同 蒲原2102番1まで	旧	60.0メートル } 12.0	メートル 492
同	上	新	49.8メートル } 12.0	同 上
同	安久津字塔ノ前2048番3から 同 八幡前2024番1まで	旧	16.5メートル } 13.0	メートル 127
同	上	新	17.5メートル } 14.1	同 上

山形県告示第214号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成29年3月24日から同年4月7日まで縦覧に供する。

平成29年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 笹野下矢来線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
	米沢市笹野町字宇津沢五2276番6から 同 古志田町字御林下2337番1まで	旧	11.0メートル } 9.0	メートル 30
同	上	新	13.4メートル } 8.8	同 上

山形県告示第215号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成29年3月24日から同年4月7日まで縦覧に供する。

平成29年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 113号
- 2 供用開始の区間 東置賜郡高島町大字安久津字塔ノ前2048番3から
同 八幡前2024番1まで
- 3 供用開始の期日 平成29年3月24日

山形県告示第216号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成29年3月24日から同年4月7日まで縦覧に供する。

平成29年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 笹野下矢来線
- 2 供用開始の区間 米沢市笹野町字津沢五2276番6から
同 古志田町字御林下2337番1まで
- 3 供用開始の期日 平成29年3月24日

山形県告示第217号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成29年3月24日から同年4月7日まで縦覧に供する。

平成29年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 浜中余目線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
東田川郡庄内町余目字山谷450番から 同 204番1まで	旧	23.0メートル } 9.8	メートル } 166
同 上		19.8メートル } 13.0	メートル } 139
同 上	新	19.7メートル } 13.2	同 上

山形県告示第218号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成29年3月24日から同年4月7日まで縦覧に供する。

平成29年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 浜中余目線
- 2 供用開始の区間 東田川郡庄内町余目字山谷450番から
同 204番1まで
- 3 供用開始の期日 平成29年3月24日

山形県告示第219号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、真室川町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成29年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
最上郡真室川町
- 2 公共測量を実施した期間
平成27年6月15日から平成29年2月27日まで

- 3 作業の種類
公共測量（空中写真測量、数値地形図作成、デジタルオルソ作成）

山形県告示第220号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。
平成29年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称
川西町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
(1) 種類 川西都市計画下水道事業
(2) 名称 川西公共下水道（最上川流域下水道（置賜処理区）川西流域関連公共下水道）
- 3 事業地
(1) 収用の部分 なし
(2) 使用の部分 なし
- 4 事業施行期間
平成29年3月24日から平成34年3月31日まで

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成29年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日
平成29年3月6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
(1) 名称
特定非営利活動法人葉山の里たしろ
(2) 代表者の氏名
宮林 寛一
(3) 主たる事務所の所在地
寒河江市大字田代370番地の1
(4) 定款に記載された目的
この法人は山形県寒河江市田代地区を活動拠点として、生涯学習、健康・福祉、体育・スポーツ、観光、文化・芸術、中山間地域の振興等を各関係機関と連携を図り、それらに必要な情報の収集・調査研究・提供、各種必要な研修、施設管理・運営活動等に関する事業を行い、田代地区の地域づくりを担い地域住民及び全ての関係者が豊かで健やかな人生を送れる社会の実現に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成29年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日
平成29年3月6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
(1) 名称

特定非営利活動法人サンタクロースプロジェクト

(2) 代表者の氏名

東出 景子

(3) 主たる事務所の所在地

東根市大字泉郷甲808番地

(4) 定款に記載された目的

当法人は、「子供たちの可能性こそが地球（人類）の未来を形づくり、その可能性を育てるのが大人の役割」と捉え、未来の主役である子供たち自身が、子供たちの柔らかな思考から生まれる発想で、未来を創造していけるよう、大人が手助けしていくことを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・県産品振興課及び庄内総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに鶴岡市役所において平成29年7月24日まで縦覧に供する。

平成29年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カワチ薬品鶴岡インター店

鶴岡市美咲町34番地6外

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）

名 称	所 在 地
カワチ薬品鶴岡インター店	鶴岡市美咲町34番26号

（変更後）

名 称	所 在 地
カワチ薬品鶴岡インター店	鶴岡市美咲町34番地6外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）

名 称	住 所	代表者の氏名
東銀リース株式会社	東京都中央区日本橋二丁目7番1号	佐 藤 潤

（変更後）

名 称	住 所	代表者の氏名
東銀リース株式会社	東京都中央区日本橋二丁目7番1号	佐 藤 潤
新日本橋通商株式会社	東京都中央区日本橋二丁目7番1号	島 上 正 人

3 変更年月日

(1) 2の(1)に掲げる事項 平成29年2月27日

(2) 2の(2)に掲げる事項 平成28年6月30日

4 届出年月日

平成29年2月28日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成29年7月24日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに山形市役所において平成29年7月24日まで縦覧に供する。

平成29年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ヨークタウン落合（2号棟）

山形市落合町字二口195番1外

2 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヨークベニマル 福島県郡山市朝日二丁目18番2号

代表取締役 真船 幸夫

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成29年11月8日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4,945平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数 226台
- (2) 駐輪場の収容台数 142台
- (3) 荷さばき施設の面積 119平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 31.5立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

イ 開店時刻 午前7時

ロ 閉店時刻 午後10時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前6時30分から午後10時30分まで

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数 3か所

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで

7 届出年月日

平成29年3月7日

8 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成29年7月24日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成29年3月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃				摘要			
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下 の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者		収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者	収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者	
県営東部アパ ート1号	鶴岡市朝陽町6 -25	3DK	55.7	1	一般用	14,100 円	16,300 円	18,600 円	21,000 円	24,000 円	27,700 円	3月分 の家賃 に相当 する額	
同	同	同	55.7	1	同	14,100	16,300	18,600	21,000	24,000	27,700	单身可	
同 東部アパ ート3号	同 6 -6	同	58.0	2	同	14,900	17,200	19,700	22,200	25,400	29,300		
同 茅原アパ ート1号	同 茅原草 見鶴16-1	同	63.5	4	同	17,000	19,600	22,400	25,300	28,900	33,300		
同 2号	同	4DK	71.5	1	同	19,400	22,400	25,600	28,900	33,000	38,100		
同	同	同	71.5	1	同	19,400	22,400	25,600	28,900	33,000	38,100	单身可	
同 3号	同	3DK	61.0	2	同	17,000	19,700	22,500	25,400	29,000	33,500		
同 未広アパ ート1号	同 未広町23 -63	同	69.3	1	同	22,900	26,500	30,300	34,100	39,000	45,000		
同 川南アパ ート1号	同 酒田市若宮町二 丁目1-1	2DK	51.2	4	同	15,500	17,900	20,500	23,100	26,400	30,500	单身可	
同 2号	同 1-2	同	51.2	1	同	15,600	18,000	20,600	23,300	26,600	30,700	单身可	
同 川南住宅3 号	同 1-3	同	54.6	2	同	16,500	19,000	21,700	24,500	28,000	32,300		
同	同	同	54.6	1	同	16,500	19,000	21,700	24,500	28,000	32,300	单身可	
同 4 号	同 1-4	3K	54.6	1	同	16,700	19,300	22,100	24,900	28,500	32,900		
同 かがねアパ ート2号	同 かがね町 一丁目21-11	3DK	58.4	1	同	16,300	18,800	21,600	24,300	27,800	32,100		

同 3号	同 21-14	同	61.0	2	同	17,300	20,000	22,900	25,800	29,500	34,000	
同 東泉アパー ト1号	同 東泉町四 丁目15-21	同	61.0	1	同	17,500	20,200	23,100	26,000	29,800	34,300	
同 3号	同 15-22	同	64.2	1	同	18,900	21,900	25,000	28,200	32,200	37,200	
同 鳥海アパー ト1号	同 富士見町 三丁目2-118	同	69.2	2	同	23,200	26,800	30,600	34,500	39,500	45,500	
同 2号	同	同	69.2	3	同	23,500	27,100	31,000	35,000	40,000	46,100	
同 狩川アパー ト	東田川郡庄内町 狩川字山居22	同	58.0	2	同	12,600	14,600	16,700	18,800	21,500	24,800	
同	同	同	58.0	2	同	12,600	14,600	16,700	18,800	21,500	24,800	単身可

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者（ただし、昭和31年4月1日以前に生まれた者を含む。）であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者（ただし、昭和31年4月1日以前に生まれた者を含む。）又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成29年4月5日から同月11日までの午前10時から午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。）ただし、郵送の場合は、平成29年4月11日までの消印のあるものに限り有効とする。

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先
 東田川郡三川町大字横山字袖東19番1
 県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産庄内事務所
- 5 入居の時期 平成29年6月上旬

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により平成29年2月及び3月に実施した平成28年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

平成29年3月24日

山形県監査委員	森	田	廣
山形県監査委員	広	谷	五郎左エ門
山形県監査委員	会	田	稔 夫
山形県監査委員	加	藤	香

第1 監査実施状況

監査は、監査対象機関39箇所について、次のとおり実施した。

監 査 対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員	
上 山 明 新 館 高 等 学 校	平成29年2月9日	森田委員	会田委員
天 童 警 察 署	平成29年2月9日	森田委員	会田委員
天 童 高 等 学 校	平成29年2月9日	森田委員	会田委員
青 年 の 家	平成29年2月9日	森田委員	会田委員
こども医療療育センター	平成29年2月9日	森田委員	会田委員
村 山 教 育 事 務 所	平成29年2月9日	広谷委員	加藤委員
森 林 研 究 研 修 セ ン タ ー	平成29年2月9日	広谷委員	加藤委員
寒 河 江 高 等 学 校	平成29年2月9日	広谷委員	加藤委員
寒 河 江 工 業 高 等 学 校	平成29年2月9日	広谷委員	加藤委員
山 辺 高 等 学 校	平成29年2月9日	広谷委員	加藤委員
農 業 総 合 研 究 セ ン タ ー	平成29年2月10日	森田委員	会田委員
病 害 虫 防 除 所	平成29年2月10日	森田委員	会田委員
工 業 技 術 セ ン タ ー	平成29年2月10日	森田委員	会田委員
高 度 技 術 研 究 開 発 セ ン タ ー	平成29年2月10日	森田委員	会田委員
山 形 警 察 署	平成29年2月10日	森田委員	会田委員
福 祉 相 談 セ ン タ ー	平成29年2月10日	森田委員	会田委員

産 業 技 術 短 期 大 学 校	平成29年2月10日	広谷委員	加藤委員
山 形 北 高 等 学 校	平成29年2月10日	広谷委員	加藤委員
山 形 工 業 高 等 学 校	平成29年2月10日	広谷委員	加藤委員
山 形 西 高 等 学 校	平成29年2月10日	広谷委員	加藤委員
上 山 警 察 署	平成29年2月24日	森田委員	会田委員
上 山 高 等 養 護 学 校	平成29年2月24日	森田委員	会田委員
朝 日 学 園	平成29年2月24日	森田委員	会田委員
山 形 職 業 能 力 開 発 専 門 校	平成29年2月24日	森田委員	会田委員
教 育 セ ン タ ー	平成29年2月24日	森田委員	会田委員
職 員 育 成 セ ン タ ー	平成29年2月24日	森田委員	会田委員
左 沢 高 等 学 校	平成29年2月24日	広谷委員	加藤委員
朝 日 少 年 自 然 の 家	平成29年2月24日	広谷委員	加藤委員
山 形 豊 学 校	平成29年2月24日	広谷委員	加藤委員
山 形 養 護 学 校	平成29年2月24日	広谷委員	加藤委員
博 物 館	平成29年2月24日	広谷委員	加藤委員
図 書 館	平成29年2月24日	広谷委員	加藤委員
衛 生 研 究 所	平成29年3月14日	森田委員	会田委員
精 神 保 健 福 祉 セ ン タ ー	平成29年3月14日	森田委員	会田委員
村 山 特 別 支 援 学 校	平成29年3月14日	森田委員	会田委員
山 形 東 高 等 学 校	平成29年3月14日	森田委員	会田委員
霞 城 学 園 高 等 学 校	平成29年3月14日	加藤委員	
山 形 中 央 高 等 学 校	平成29年3月14日	加藤委員	
山 形 南 高 等 学 校	平成29年3月14日	加藤委員	

第2 監査結果

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

イ 上山明新館高等学校

(イ) 支出事務が適切でないものがある。

(内容)

旅費支給について、正当な理由もなく支払を旅行の最終日から3箇月を超えて遅延しているものが相当数あるもの

2箇月超 74件

3箇月超 87件

ロ こども医療療育センター

(イ) 契約の締結が適切でないものがある。

(内容)

建設工事請負契約において、建設工事請負契約約款による契約保証金を徴すべきところ、徴していないもの 1件

エレベーター1号機・2号機修繕工事

契約金額 1,296,000円

要契約保証金 129,600円

ハ 山形北高等学校

(イ) 前年度会計の監査において注意された事項について、改善を行っていないものがある。

(内容)

a 支出事務が適切でないものがある。

(a) 旅費支給について、正当な理由もなく支払を旅行の最終日から2箇月を超えて遅延しているものが相当数あるもの

2箇月超 29件

3箇月超 5件

ニ 山形南高等学校

(イ) 収入の調定が適切でないものがある。

(内容)

調定手続が調定すべき日から3箇月を超えて遅延した10万円以上のもの 1件

高等学校使用料 平成27年4月分から平成28年3月分まで

調定日 平成28年7月25日

収入日 平成28年7月28日

調定額 118,800円

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ 事務事業

(イ) 文書の管理が適切でないものがある。(青年の家)

ロ 収入

(イ) 調定の手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のものがある。(農業総合研究センター)

(ロ) 納入の通知が納入の通知をすべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のものがある。(山形工業高等学校)

ハ 支出

(イ) 支出科目を誤ったもので、節で1万円以上のものがある。(朝日少年自然の家)

(ロ) 請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないものがある。(図書館)

(ハ) 請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を検査を完了した日から2箇月を超えてしていないものがある。(上山高等養護学校、青年の家、山形工業高等学校、こども医療療育センター)

(ニ) 支払先を誤ったものがある。(森林研究研修センター、村山特別支援学校)

ニ 財産

(イ) 知事の承認を受けずに、指定物品の不用決定を行ったものがある。(こども医療療育センター)

ホ その他

(イ) 前年度会計の監査において指導された事項について、改善を行っていないものがある。(天童高等学校、山形北高等学校、山形南高等学校)

平成29年3月24日印刷 発行所 山形県庁
平成29年3月24日発行 発行人 山形県